

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
C

	五、法令違憲 I. 法令違憲
	1. 本件において、Xは 府県特例法(以下法という)9条違反として 起訴されている。これに対し、Xの弁護士としては、同条が 大麻に関する表現の自由(21条1項)を制約する
5	また刑事罰を課すこと により、明確性が要求されるにもかかわらず、 法9条(11条) 、法9条はこれを備えていないとして 明確性原則違反を主張すると考えられる。
	表現の自由は、表現の自由には、抽象的な文言が過度に広範性を有する規定による制約による、 萎縮効果が生じることを防ぐ必要がある。
10	そうであれば、表現の自由を制約する法については、その文言の意味がどうか 一般人の通常有する理解から十分に 言明される場合に 明確性を有する解すべきである。
15	次に、これを本件についてみると、確かに 立法担当者は、「公然」とは 不特定、または多数の人が知ることから、状態を意味し、「あり、口出し」とは 薬物犯罪を実行すること、あるいは 規制薬物を使用することの決意を生じさせるような、また既に生じている決意を助長させるような刺激を与えようとする行為を指す、という 若干程度 具体的な説明を行っている。
20	しかしながら、このような説明は 立法担当者という一般人を招いた理解力を有する者でなければならぬものであり、一般人が同様の理解を示すことは困難である。また、この説明の中にも、「知ることからできる状態」、「助長させるような刺激を与える行為」という 抽象的な文言が存在しており、当該文言のみではいかなる具体的な行為か

	禁止されているか 不明確の状態が続く。
	さらに、例え 分かる文言が 明確であったとしても、 その適用範囲は 過度に広範なものとなる。
5	加えて、一定の場合には 適用がないとしても、明文上適用がないとされる場合が 記載されていない。
	6) 本、以上 47、法 9 条は 明確性を欠き 21 条 1 項に反し 違憲である。
	五、適用違憲 明確
10	2 条 1 項、次に 法 9 条 1 項が 合憲であるとしても、 本件に
	11) 本、それ 表現の自由は 自己実現・自己統治 という観点から 重要な意味を有する。
	それ、本件において、X が 大麻は安全であり合法化するべき、この意見をインターネット上で表明することも表現の自由として 保障されるものである。
15	12) 本、法 9 条は、X が インターネット上でこのような意見を表明した 場合として 逮捕し起訴されている。したがって、同条は X の表現の自由を制約しているといえる。
20	13) 本、もともと、表現の自由であっても 色々と無制約ではなく、公共の福祉(21 3 条)により 一定の制約を受けることは 否定し難い。また、法 9 条は 一定の制約を正当化されるものではない。
	では、いかなる場合に 公共の福祉による制約として 正当化されるか。その 審査基準が 問題となる。
25	14) 本、本件において 制約されている権利は 表現の自由であるところ、前述の通り その 重要性は非常に高い。
	また、法 9 条は 大麻に関する表現を規制する点で 表現内容規制に当たる。表現内容規制は 表現の市場
30	自由市場への参入を一切規制するため 原則として 言及されない。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏 名
憲 法			

評価(ABCD)

	例外的に表現内容規制が許されるのは市場の自浄作用が機能しない かつ表現等に 限 限 れ る。
	意見 本件 大麻 本件においてXが行った大麻の安全性 表明はかかる場合に才たうなため、法9条に基づきXの逮捕・起訴は違憲である。は違憲である。
5	1、次に、仮に法9条が「公然」と「あり、皎、すような態様での表現に 限、て規制した いわゆる 内容中立規制」として考える。
	その規制目的は 薬物犯罪に 薬物犯罪収益等を 奪七、不正行為が行われる主要な要因を 国際的な 下 除去し、 法9条に定められているが、その重要性は無視できない。
10	そこで、前述の表現の自由の重要性との 調和の観点から、①規制目的が重要で、②規制目的と手段との間に 実質的 関連性がある場合に 限り合憲と して 解 解 する。
15	①が目的が重要であることは前述の通りである(①充足)。次に、その規制手段については 刑事罰であり 非常に重いものである。法9条の目的を達成するための 抑止 として その 適合性は 石霍かに 認め得るものとしても、指導や行政的な 無罰に 対して、 罰則を設ける必要はない。全面的に 刑事罰を 科すことは 行まずとあり、必要性を欠く(②不足)。
20	以上より、法9条は 実質的関連性を 欠くため 憲法21条1項に 対する 制約として 正 正 化 されない。
	よって、法9条は 違憲である。
25	II、適用違憲 1、仮に 法9条自体が 合憲であるとしても、本件において Xに対し 同条を 適用することは 違憲である。

3 ページ
裏面へ

	2、Xは 自身が運営する HP において 事 石霍かに 栽培方法等を記している。
	しかし、その意図は 事 大麻の安全性をアピールすることであり、大麻の使用等をうながすことに あり。
5	ではない。
	3、法9条の立法趣意は 単に一定の薬物の無害性を 主張し、その規制廃止を求めるにとどまる場合には 法9条の適用は ないとして 述べている。
	それにもかかわらず、Xが 大麻の安全性を示すことを 目的として行、た 本件HP上での一連の言動は 法9条に 違反 すると 逮捕・起訴を行、たことは Xの表現の自由を 侵害するものである。
10	4、よって、本件において Xに対し 法9条を 適用することは 憲法21条1項に 反し 違憲である。
15	※今回、明確性の理論に気づいてのですから、セットで合憲限定解釈を思い出してほしかったです。
	①全体的に悪くありません。2年生にしては、よく書けていると思います。
	②良い点は、網羅的に拾えているところです。三段階審査も意識しようとする姿勢が感じ取れました。
20	③もっとも、時間制限もあって書くべき論点が多いためか、全体的に薄い答案になっています。
	④問題文はヒントだらけですので、注意して問題文を読んでください。
	⑤特に適用違憲は司法事実を拾えるだけ拾い、評価してください。
25	⑥細かい知識はそれなりにありそうですので、全体的な構成・文面審査、法令意見の違い・法令違憲と適用違憲では、着眼点としてどこに意識を働かさなければならないのかといったことを意識するように心がけてください。
	応援しています。
	添削者：塚本
30	

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
憲法			

B

$\gamma = \tau$, いわゆる明白かつ現在の危険の法理によ, ①
 悪念の悪念が完全存在すると, ② その悪念排の

発生率の蓋然性の高度であること、③ 規制する
ことの差し違ひによる三要件を満たしたことの割合が
多規則より少ないと解す。明白かつ現在の基準を出した点はGood

7. 本件は、規制薬物の乱用を公然とおお、喫煙
現により、規制薬物の乱用の害悪が存在する。よって、この
害悪は、規制薬物乱用者の子に社会生活の健康
被害、心神喪失状態、心神経弱状態、他の
重大犯罪を引き起こすことあり、その結果、社会機能に
重大影響を与えることになる。したがって、ある害悪は重大である
として、その害悪は、規制薬物乱用であり、喫
煙表現により即座に発生するとはいえない。我が国内
において規制薬物を入手することは容易ではない、
また、これらのおお、喫煙によつて、喫煙側の規制薬物
に転出するおそれ不明確であるからである。

8. さらに係に高度な害悪発生率の蓋然性を有すること
により、おお、喫煙地は喫煙者、規制薬物への転出は
その情報を喫煙地喫煙側が再考し、次に決めること
で、差し違ひによる表現を規制する差し違ひ状況に
あるとはいえない。他者の答案と比較して、相対的ではありますが、よくかいています。

9. また、上記規制は正当化される。
(4) および、法9条は2条1項に反し違反である。
又、法9条各号は、文言が漠然と不明確であると無
知である主張を行う。喫煙者、喫煙者
(1) つまり、おお、喫煙、時、立法担当者に於いて、薬
物犯罪を犯行すること、あるは規制薬物の使用することの意志
を生じ得るような、それは既に生じた意志を即ち表わすものな
刺激を与えようとする行為に指すもので、そのように限定解釈
することは、漠然と不明確性は与えずとも、反論が必要である。
よって、喫煙者、喫煙者、限定解釈は許されず、専横的である。
また、喫煙者、喫煙者、表現の自由は、規制を限定

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

2 ペーシ

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
憲 法			

評価(ABCD)

解釈を施す場合は、① 概ね解釈によつて合理的に規則化でき
 るもの、② 合理的に説明しうるもののみ規則の対象となることと明らかにされる場合であ
 る。③ 又、その規則が明確に区別され、④ 通常の判断能力を
 有する一般人の理解において、具体的場合には、当該表現がその
 規則に受けるのか、判断が可能となるような基準が設けら
 れていることが必要である。なぜならば、その場合には、その規則
 本来に属する表現を以てした結果が、発生する場合であ
 る。

合意限定解釈における、税関検査事件の規範をよくかけています。素晴らしいです。

(2) 二水在本件に於ける、確かな立法担当否、の判断は、用い得る他の文章が明確に示すところではない。立法担当者は、同時に「単に」一定の藥物の無害性を主張し、其規制を廃止するに必要の場合に於ては、主としてその適用の範囲を拡大し、又は、規制藥物の無害性を積極的に主張するの場面に於て、受けるに於ては、規制藥物の使用を決定するに於ける、その得るべき利益、上記限定解釈は、合憲的な規制

(3) よう、上記解釈は合憲解釈に限るべきもの、一途に反する。合憲限定解釈が不可能な場合にのみ、適度に広範ゆえに無効の法理が働くという関係にあるという学説(駒村)を意識した素晴らしい答案です。

3. X は本行 HP 上の大抵無害性をもつたものがあり、かつ X に対して、法務省から罰則を課せられるものもある。違反の可能性がある。

以上

3 ページ

裏面へ

高等司法研究科

①大変よく考えられ、憲法の基本をよく理解していることを示している答案でした。
②法令違憲については、十分に合格答案です。
出題趣旨を把握できていたと思います。

③過度に広範の法理について一言

この法理は、法律の規制対象が広範にすぎ、憲法上保障された行為まで規制対象に含まれているが、本件の行為自体は憲法上保障されたものではないと

5 いうことであるから、本人に適用する限りでは合憲であるが、訴訟外の第三者に対する場合には、違憲となりつつあるといつことであるから、第三者の権利の援用の一例であることに注意が必要とある論文もありますので、注意してください。

④適用違憲について書けなかったのは残念でした。

時間不足だったのですが、試験は書いていなければ点数は入りませんので、
時間管理を十分に気を付けてください。

応援してます。頑張ってください。

添削者 塚本

15

20

25

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

4 ページ

高等司法研究科

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
C

第1. 麻薬特例法9条の違憲

1. 表現の自由(憲法21条1項)は、表現活動を通じて、自己の人格形成を、行なうことができるという自己実現の価値が存在すると共に、表現活動を外部に向けて発信し、社会的決定に参加する点で情報交換を行ない、より充実した社会的決定に参加することができる点で、民主制に資する点で、自己統治の価値も有する。

そして、大麻のように、栽培や譲渡等が禁止されているものであったとしても、その規制の必要性について、意見表明することは、妨げられないはずであり、意見を述べようためには、情報交換を必要とする。

そのため、Xが本件掲示板において、大麻に関する情報を提供し、情報交換をするとは、相互に情報交換をし、充実した民主制の発達を趣旨とする表現の自由の保障に叶うものであり、憲法21条1項において保護されている。

2. 表現の自由が自己実現に加え、自己統治の価値も有していることを考慮すると、例えば、事後規制であっても、事後的に処罰されること、つまり、表現を控えるという萎縮効果を生じさせてはならない。

そこで、Xの表現の自由の保障が、外部に対してなされるものであり、何らかの弊害を生じるおそれもあることから、絶対的に保障されるものではないとしても、規制の根拠となる法が文言が過度に

11 ページ
裏面へ

大麻であるか、漠然とした大言である場合には、当該法規は憲法21条1項に反し、違憲、無効になると解する。なぜなら、そのような規制が存在すると、規制対象が不明確となり、本来認められるべき表現活動にまで萎縮効果が生じ、また、その適用に恣意が入り込む余地があるからである。

これを麻薬特例法9条に於いてみると、あり、又は喫煙した者、という文言が用いられている。

そして、その判断は、当該事情の下で、行為者本人の適正な行為か否かを判断すべき程度に大意が払われるべきである。これは、一般人を基準にせず、誰でも知っている徳島市公安条例事件の規範を覚えてないという観点から書いた。

これを麻薬特例法9条に於いてみると、同条ではあり又は喫煙した者という規定がある。立法担当者の説明では、意図して、取長と取短の両方の内容を含められているが、当該大言が、そのような内容を読み取ることは不可能である。また、他の条文に照らしても、そのような解釈も解釈が困難となる。規定はない。

そのため、麻薬特例法9条は、規制対象の明確性に欠け、表現の自由を憲法21条1項に反し、違憲である。

3. また、そもそも、麻薬特例法9条は、表現の内容を規制することを禁止した、いわゆる内容規制である。表現の自由には、自己実現、自己統治の価値に加え、表現活動を通じて、互いに批判(合意、および)思想を、求めることができるという価値も存在する。

しかし、内容規制は、そのような批判に与えられる機会をも奪うものであり、表現の自由に対する強い規制である。

そこで、表現の自由に対する内容規制が許されるのは、目的が、やむを得ない公益にあり、手段としては、目的を達するため、せむとも、必要最小限

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目・名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

度のものがあることが要求される。表現内容規制ですから、明白かつ現在の危険を
 5 書いてほしかった。
 これを麻薬特例法9条に於て、族討する。同条の目的
 は、同法1条も考慮して、規制薬物にかかると不正行為
 の長助長行為を防止することにある。確かに大麻に
 5 する社会的な民度の低下を、防止すること自体は、国家とし
 てせむ保護すべき法益とも言える。しかし、そのような自
 体を生じさせるのは、あくまで、使用者や、売人等である。
 例え、大麻の使用を促されたとしても、強要等の特
 10 殊の事情を除き、結局使用するか否かを決めたのは、
 使用者である。また、使用を止めないのであれば、そもそも流
 通を止めようとしており、その際には、関与するのは、ブローカー
 等の売人で、~~使用を促す者~~、やはり、使用を促す者である。
 したがって、大麻の使用を促す者の取り扱いは、
 15 は、表現の自由と規制してまで達成すべき、やはり
 やまれぬ公益、利益とは言えない。目的で切っているのか、手段で切っているのか
 わかりません。麻薬取締法では、輸入や譲渡も
 規制されています。それにプラスして販りを
 規制する必要があるものを具体的に立派に
 照らして検討する必要があります。
 このあたりでは、ほとんど点はないと思います。
 そのため、やはり、同条は憲法21条1項に反する。
 第2、本件Aの適用について、
 1、仮に、麻薬特例法9条が合憲であったとしても、
 20 本件Aの適用については、第1の1に於いて、Xの、本件掲示
 板において、大麻に関する情報を提供すること等
 するものであり、憲法21条1項に反する。以下、詳述する。
 2、また、麻薬特例法は、「あおり、又は、唆し」の行為によ
 25 り、それを受けた者が麻薬を使用することの危険に
着目している。そのため、「あおり、又は、唆し」行為との関
 係では、事後規制として、設けられたものであるから、
 本件Aの適用については、「あおり、又は、唆し」行為
 関係では、事前規制にあたる。

3 ページ
裏面へ

~~そこで、麻薬一般に事前規制は、~~は、事が起こる前
 に対応するものであるから、適用が広汎に渡りやすく、また、その
 運用も恣意的になされやすい。
~~また、表現の自由は、憲法21条1項に保障されている。そこで~~
 5 ~~表現の自由を~~
 そこで、「あおり、又は、唆し」の行為については、規制薬
 物を、使用する、明白かつ、現在の危険が、存在又は、
 7 切迫していることさう。
 2、これを、本件についてみると、本件Aでは、大麻の利益
 10 が争われておらず、日本において、大麻の使用
 を、促す文章はない。せいぜい、その安全性を説く
 のみである。そして、~~大麻~~本件掲示板において、
 15 大麻の栽培について述べる書き込みをしているけれ
 ども、あくまで栽培方法を、相談する書き込み
 15 しているだけであり、当該書き込みだけで、栽培
 に至ることはできない。
 そのため、「あおり、又は、唆し」の行為により、何人かが大
 20 麻を、使用、栽培等をする明白かつ、現在の
 危険は発生していない。
 20 そのため、麻薬特例法9条を、本件に適用する
 ことは、憲法21条1項に反し、違憲である。
 ①最低限のことはかけでいると思います。Cにしていますが、ぎりぎりCだと思えます。
 ②導入部分は読み手に予測可能性を与えて良いです。
 ③明確性の理論と、過度に広範は別物です。そのため、判断基準も異なります。
 25 しっかり復習しておいてください。また、徳島市公安条例は合格者はほぼ100
 %規範は完全に書いてきます。また、明白かつ現在の危険もそうです。
 ④目的審査基準では、目的と手段をしっかりと分けて審査し、読み手にわかるように
 30 してください。採点官は決して善意解釈をしてくれません。また、三段階審査
 を意識しながら、手段審査は全く三段階審査の型を守れていません。必ず復習
 して、あてはめ方を覚えてください。あてはめは、正直、合格レベルには現在ない
 と思ってください。
 ⑤適用違憲の書き方も要復習です。パターンは限られていますので、覚えてください。
 ⑥問題文はヒントの宝庫です。問題文の誘導に必ず乗って使える事情はすべて
 使うくらいの気持ちで解いてください。頑張ってください。添削 塚本

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

評価(ABCD)

B

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
憲法			

1 次に、インターネットを通じて大麻の情報を発信する自由が麻薬特例法9条(以下「9条」と称す)及び9条で用いられる憲法21条1項に反すると主張する。

2. 法令と憲法について

(1) 第2条1項は、以下(第2条)を表現自由と保障する規定とする。
第2条1項は、大麻の情報を発信することは憲法に
おたる。したがって、第2条1項は、大麻の情報を発信する自由(以下「大麻の発信の自由」と称)は、第2条1項で保障されている。

10 (2) 法保があることにより、大蔵省の自由が限られる。平等の制約が、自由に発信できなくなる。~~大蔵省~~

(3) (1)・(2)を通じて、Aとしては、「特定の文意不明確であり、過度に表現を制限して」と主張する「女性」「あり、嘆息」といった誤りは、「抽象的」である。立法担当者の企業と、企業一般の人がこの文意を理解することは難しい。そのため、原則にながらうように、「表現を抑制する」という結果を生じさせる。したがって、過度に表現を自由に表現すると被害に及ぼすといえる。したがって、過度に表現を制限するから、条は2条に反し、違憲である。

(4) 次に、これでは、9条の競争自体が實現されるに止まる。つまり、
20 制約が均等化される。⇒大麻の栽培自由は、自らの体験に基づい
て、導いた結論に発表するものである。自らの結論を発表することに
おいて、意見の相違を述べ、自らの意見にゆがみがかける。この
ゆがみを経ることで、より高い、良い人格形成が築き
上げられる。したがって大麻の栽培自由は、権利への主眼は権利
である。この主眼する権利は、自己のためのものは、目的が手段であ
25 り、手段が目的である。手段が目的となることは、目的が手段であり、

子母魚

本件、目的は、国際協力の下で、事物に効力が存在

1 ページ
裏面へ

行為を処罰する点において正当化し、物主と争うべきである。
また、本件制御は、内容に着目した規制であるから、侵害の程度が
大きい。したがって、権利の侵害は、侵害の程度を考えると、正当化
されおめには、目的が尤もにや料ぬもので、目的が達成可能な
手段が必要不可欠な手段となればならない。

2 目的

不正行為を国際協力の場で除去、防止し、約束を確保することにある。よくまとめた規定は、麻薬に対する危険性である。国際約束と矛盾するものがないので、自己権利と一致にまひして、我々の目的を達成するために、われわれは努力を怠らない。

不平段日所分

たに¹や²かにや³れぬ⁴ものであ⁵りし⁶。 ~~24条~~ あ⁷かり⁸や⁹れぬ¹⁰人¹¹に¹²あ¹³る¹⁴は¹⁵、
火¹⁶事¹⁷は¹⁸は¹⁹なく、²⁰実²¹際²²に²³病²⁴床²⁵に²⁶あ²⁷る²⁸に²⁹あ³⁰る³¹は³²、³³日³⁴多³⁵に³⁶あ³⁷る³⁸に³⁹あ⁴⁰る⁴¹に⁴²あ⁴³る⁴⁴に⁴⁵あ⁴⁶る⁴⁷に⁴⁸あ⁴⁹る⁵⁰に⁵¹あ⁵²る⁵³に⁵⁴あ⁵⁵る⁵⁶に⁵⁷あ⁵⁸る⁵⁹に⁶⁰あ⁶¹る⁶²に⁶³あ⁶⁴る⁶⁵に⁶⁶あ⁶⁷る⁶⁸に⁶⁹あ⁷⁰る⁷¹に⁷²あ⁷³る⁷⁴に⁷⁵あ⁷⁶る⁷⁷に⁷⁸あ⁷⁹る⁸⁰に⁸¹あ⁸²る⁸³に⁸⁴あ⁸⁵る⁸⁶に⁸⁷あ⁸⁸る⁸⁹に⁹⁰あ⁹¹る⁹²に⁹³あ⁹⁴る⁹⁵に⁹⁶あ⁹⁷る⁹⁸に⁹⁹あ¹⁰⁰る¹⁰¹に¹⁰²あ¹⁰³る¹⁰⁴に¹⁰⁵あ¹⁰⁶る¹⁰⁷に¹⁰⁸あ¹⁰⁹る¹¹⁰に¹¹¹あ¹¹²る¹¹³に¹¹⁴あ¹¹⁵る¹¹⁶に¹¹⁷あ¹¹⁸る¹¹⁹に¹²⁰あ¹²¹る¹²²に¹²³あ¹²⁴る¹²⁵に¹²⁶あ¹²⁷る¹²⁸に¹²⁹あ¹³⁰る¹³¹に¹³²あ¹³³る¹³⁴に¹³⁵あ¹³⁶る¹³⁷に¹³⁸あ¹³⁹る¹⁴⁰に¹⁴¹あ¹⁴²る¹⁴³に¹⁴⁴あ¹⁴⁵る¹⁴⁶に¹⁴⁷あ¹⁴⁸る¹⁴⁹に¹⁵⁰あ¹⁵¹る¹⁵²に¹⁵³あ¹⁵⁴る¹⁵⁵に¹⁵⁶あ¹⁵⁷る¹⁵⁸に¹⁵⁹あ¹⁶⁰る¹⁶¹に¹⁶²あ¹⁶³る¹⁶⁴に¹⁶⁵あ¹⁶⁶る¹⁶⁷に¹⁶⁸あ¹⁶⁹る¹⁷⁰に¹⁷¹あ¹⁷²る¹⁷³に¹⁷⁴あ¹⁷⁵る¹⁷⁶に¹⁷⁷あ¹⁷⁸る¹⁷⁹に¹⁸⁰あ¹⁸¹る¹⁸²に¹⁸³あ¹⁸⁴る¹⁸⁵に¹⁸⁶あ¹⁸⁷る¹⁸⁸に¹⁸⁹あ¹⁹⁰る¹⁹¹に¹⁹²あ¹⁹³る¹⁹⁴に¹⁹⁵あ¹⁹⁶る¹⁹⁷に¹⁹⁸あ¹⁹⁹る²⁰⁰に²⁰¹あ²⁰²る²⁰³に²⁰⁴あ²⁰⁵る²⁰⁶に²⁰⁷あ²⁰⁸る²⁰⁹に²¹⁰あ²¹¹る²¹²に²¹³あ²¹⁴る²¹⁵に²¹⁶あ²¹⁷る²¹⁸に²¹⁹あ²²⁰る²²¹に²²²あ²²³る²²⁴に²²⁵あ²²⁶る²²⁷に²²⁸あ²²⁹る²³⁰に²³¹あ²³²る²³³に²³⁴あ²³⁵る²³⁶に²³⁷あ²³⁸る²³⁹に²⁴⁰あ²⁴¹る²⁴²に²⁴³あ²⁴⁴る²⁴⁵に²⁴⁶あ²⁴⁷る²⁴⁸に²⁴⁹あ²⁵⁰る²⁵¹に²⁵²あ²⁵³る²⁵⁴に²⁵⁵あ²⁵⁶る²⁵⁷に²⁵⁸あ²⁵⁹る²⁶⁰に²⁶¹あ²⁶²る²⁶³に²⁶⁴あ²⁶⁵る²⁶⁶に²⁶⁷あ²⁶⁸る²⁶⁹に²⁷⁰あ²⁷¹る²⁷²に²⁷³あ²⁷⁴る²⁷⁵に²⁷⁶あ²⁷⁷る²⁷⁸に²⁷⁹あ²⁸⁰る²⁸¹に²⁸²あ²⁸³る²⁸⁴に²⁸⁵あ²⁸⁶る²⁸⁷に²⁸⁸あ²⁸⁹る²⁹⁰に²⁹¹あ²⁹²る²⁹³に²⁹⁴あ²⁹⁵る²⁹⁶に²⁹⁷あ²⁹⁸る²⁹⁹に³⁰⁰あ³⁰¹る³⁰²に³⁰³あ³⁰⁴る³⁰⁵に³⁰⁶あ³⁰⁷る³⁰⁸に³⁰⁹あ³¹⁰る³¹¹に³¹²あ³¹³る³¹⁴に³¹⁵あ³¹⁶る³¹⁷に³¹⁸あ³¹⁹る³²⁰に³²¹あ³²²る³²³に³²⁴あ³²⁵る³²⁶に³²⁷あ³²⁸る³²⁹に³³⁰あ³³¹る³³²に³³³あ³³⁴る³³⁵に³³⁶あ³³⁷る³³⁸に³³⁹あ³⁴⁰る³⁴¹に³⁴²あ³⁴³る³⁴⁴に³⁴⁵あ³⁴⁶る³⁴⁷に³⁴⁸あ³⁴⁹る³⁵⁰に³⁵¹あ³⁵²る³⁵³に³⁵⁴あ³⁵⁵る³⁵⁶に³⁵⁷あ³⁵⁸る³⁵⁹に³⁶⁰あ³⁶¹る³⁶²に³⁶³あ³⁶⁴る³⁶⁵に³⁶⁶あ³⁶⁷る³⁶⁸に³⁶⁹あ³⁷⁰る³⁷¹に³⁷²あ³⁷³る³⁷⁴に³⁷⁵あ³⁷⁶る³⁷⁷に³⁷⁸あ³⁷⁹る³⁸⁰に³⁸¹あ³⁸²る³⁸³に³⁸⁴あ³⁸⁵る³⁸⁶に³⁸⁷あ³⁸⁸る³⁸⁹に³⁹⁰あ³⁹¹る³⁹²に³⁹³あ³⁹⁴る³⁹⁵に³⁹⁶あ³⁹⁷る³⁹⁸に³⁹⁹あ⁴⁰⁰る⁴⁰¹に⁴⁰²あ⁴⁰³る⁴⁰⁴に⁴⁰⁵あ⁴⁰⁶る⁴⁰⁷に⁴⁰⁸あ⁴⁰⁹る⁴¹⁰に⁴¹¹あ⁴¹²る⁴¹³に⁴¹⁴あ⁴¹⁵る⁴¹⁶に⁴¹⁷あ⁴¹⁸る

また罰則内容が、~~再犯~~ 大麻取締法第24条の1、直接関係者について、~~2年以下~~ 二年以下に懲らされる、9条2、3条に反する。これは、~~再犯~~ 初犯者に対するものである。(たしか罰則とはいえない)

うように、国々 ぬかに や か め せ へ は い て、半段 も 最 小 帳 度 で は
 ないために、~~国々~~ 正 当 に こ え な い。

20 (5) 以上お、係、(4)の理由お、実況2条1項に反し
 事案あり。

3. 次に適用規定について

※とには、本件インターネットで発信行為が「あり、取引に必要ない」として、本件並用したことが認められて主発する。

25 1. 「あおり、喰し、に747.

② 2. (3) で、~~憲法~~ 上のことは、その大抵の決定の自由は、立法府にあり、内容規制で侵害の程度も大きい。このような場合において、裁判官は、立法府の裁量である。争点があるが、決定に拘束される。

30 相対的に決定を生じさせる内容と自発的に発信し

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

評価(ABCD)

[illegible]

3 ページ
裏面へ

主張が比較できる。~~主張が異なる~~ したがって公理的事件
を公理において適用 相対的。21条に更し、主張があると
主張が比較可能である。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

様

採点・添削：石黒大地

- * 1 厳密には特例法9条に掲げる行為の保護範囲を論証するとよいと思います。
併せて、保護される憲法上の権利の重要性を必ず指摘しましょう。
- * 2 一応、明確性の規範を挙げてから論じましょう。
- * 3 自分の頭で考えた感じがあって良いのですが、ここは皆が使う自己実現・自己統治の価値の論証を使い、犯罪扇動表現について自分の言葉で論じるとより良かったと思います。
- * 4 内容規制の中でも見解規制であることにも着目してほしかったです。
- * 5 着眼点は良いと思いますが、説得力があるかについては再度検討してみてください。
- * 6 合憲限定解釈を施したのは良かったですが、もう少し「明白かつ現在の危険の法理」などに引き付けた解釈を提示すべきです。また、本件では立法担当者の意見を反映した解釈にする方が、説得的で事実も拾える点でベターな気がします。
- * 7 掲示板という場を提供しただけとの主張もできると良かったと思います。
- * 8 一体的に政治的主張だという論法の方がまだマシな主張になる気がしました（いずれにせよ厳しい主張ですが）。

2年次からこのような講座に積極的に参加していること自体が素晴らしいことだと思います。ぜひ継続してください。

さんの答案を見る限り、憲法の一定の知識は備わっていると感じました。また、具体的事実をきちんと検討する姿勢が好印象でした。ただ、立法事実と司法事実の峻別や表現の自由の論証で不十分な点が見受けられたので、今回を気に復習してください。

憲法の概念を整理したり、判例や学説の基準を使いこなしたりできるように、できる限り多くの問題にトライしてください。

さんの合格を心からお祈りしています。頑張ってください！

科目名	区分	学籍番号(在学期)	氏名
憲法			

第1. 明確性原則(形式論)

1. 麻薬特例法9条「あり、又は唆した」という文言はあいまい不明確な中々に憲法(以下略)21条1項に反し違憲無効であるという主張が考えられる。

2. 刑罰法規の文言があいまい不明確な場合にはその事前的告知機能を果たさず主として裁量的判断におかされることになるから、当該法規が表現にかかっている場合には表現に対する事後的な効果を期待しうるから21条1項に反し違憲とすべきである。

本件についてさらに、「あり、又は唆した」という文言が具体的にどのような行為を指すか明確でなく、国民に対して薬物犯罪に関する表現を事後的な効果を生じさせている。

3. したがって麻薬特例法9条「あり、又は唆した」という文言は21条1項に反し違憲無効である。

第2. 法令違憲(実質審査)

1. 麻薬特例法9条は表現の自由を侵害するものであり21条1項に反し違憲無効という主張が考えられる。

2. 21条1項は表現が人格の形成に寄与するという自己表現の自由と表現を通じて政治的意見の発露に寄与するという自己政治的表現の自由とから、表現の自由を特に重要な基本的権利として保障するものである。

賞金や罰金や下獄の戒告等の薬物犯罪などの実行又は規制薬物の濫用を防止しおあり又は唆すことを自己意見・情報に財部には侵害する行為である表現に於ける。

むしろ犯罪実行を推奨するという点に着目すると、当該表現が人格の形成や政治に資するものといえるから、いわゆる伝言表現として21条1項の保障の範囲外であると考えられる。

したがって、当該表現が薬物犯罪の規制廃止を主張するもので

*1

*2

ページ裏面へ

あるという点に於いて、政治的意見として社会的意義性を肯定するに於いてであるので、21条1項に反し違憲である表現である。

また仮に伝言表現であるとしても、その保障の範囲は「表現の自由が表現の自由を生じさせることにはなるが、その表現の自由の自由として保障するものではない」という点に於いて、21条1項で保障するものではないと解する。

そうであるにもかかわらず、賞金や罰金や下獄の戒告等の薬物犯罪などの実行又は規制薬物の濫用を防止しおあり又は唆すことを表現の自由として保障するものではないと解する。

3. 麻薬特例法9条は前記表現について懲罰・罰金に規定しており、表現の自由に対する制約が認められる。

さらに前記表現は表現の内容に着目して規制であり、その内容規制は言論の自由市場の自由市場において淘汰されるべきものである。表現の内容が事後的な効果を期待するものであるから、原則として許すことができる。

4. 以上から、麻薬特例法9条はその目的が十分に重要であるとして、表現の自由の侵害が許されるという点に於いては、21条1項に反し違憲とすべきではないと解する。

本件についてさらに、麻薬特例法9条は表現の自由を侵害する行為である主要な要因として、国際的な協力の下に中絶するべき表現の自由を侵害する行為である。特に、表現の自由を侵害する行為は、国際的な協力の下に中絶するべき表現の自由を侵害する行為である。

国際的な協力の下に中絶するべき表現の自由を侵害する行為である。特に、表現の自由を侵害する行為は、国際的な協力の下に中絶するべき表現の自由を侵害する行為である。

当該目的が十分に重要であるという点に於いては、表現の自由を侵害する行為である。特に、表現の自由を侵害する行為は、国際的な協力の下に中絶するべき表現の自由を侵害する行為である。

したがって、表現の自由を侵害する行為は、国際的な協力の下に中絶するべき表現の自由を侵害する行為である。特に、表現の自由を侵害する行為は、国際的な協力の下に中絶するべき表現の自由を侵害する行為である。

*3

*4

*5

*6

*7

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

物理的伝導と規制があることにより、前記目的の達成が可能となる。

そのうち、前記特例法9条1項より規制程度は、いかなる程度があるものか、1項1項に反する規制がある。

5 5. したがって、前記特例法9条1項1項に反して、憲法無効である。

第3. 適用通則

1. 本件においてXに対する前記特例法9条の適用が、Xの表現の自由に対する侵害にあたらず、1項1項に反して、違憲無効である。

10 10. したがって、前記特例法9条1項1項に反して、違憲無効である。

2. 前記特例法9条1項1項に反して、Xの表現の自由に対する侵害がある。

15 15. したがって、前記特例法9条1項1項に反して、違憲無効である。

20 20. したがって、前記特例法9条1項1項に反して、違憲無効である。

25 25. したがって、前記特例法9条1項1項に反して、違憲無効である。

30 30. したがって、前記特例法9条1項1項に反して、違憲無効である。

3 ページ
裏面へ

「大麻の喫食は、ハッピーライフ」という文章は、大麻の無害性を主張する一内容に過ぎず、薬物犯罪の処罰を定めることには、いかなる影響もない。

5 5. したがって、Xの表現の自由に対する侵害はない。

10 10. したがって、前記特例法9条1項1項に反して、違憲無効である。

15 15. したがって、前記特例法9条1項1項に反して、違憲無効である。

20 20. したがって、前記特例法9条1項1項に反して、違憲無効である。

25 25. したがって、前記特例法9条1項1項に反して、違憲無効である。

30 30. したがって、前記特例法9条1項1項に反して、違憲無効である。

*10

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

様

採点・添削：石黒大地

- * 1 ここでは、立法担当者の意見が文言に反映されていないことを攻撃するとよいでしょう。
- * 2 判例を踏まえた良い論証だと思いますが、政治的表現の自由の保障の程度が高いことを指摘できればより良いでしょう。
- * 3 言わんとしていることは分かりますが、「低価値表現であっても政治的表現を含む場合があるため、これを保障外とすれば…」などと明確に書けるとより良かったと思います。
- * 4 良い論証だと思いますが、低価値表現には思想の自由市場論が妥当しない見解も踏まえて、内容規制の中でも見解規制であることなどを指摘して厳格審査を導く工夫ができるとより良かったと思います。
- * 5 本件の事案で弁護人の立場として **LRA** の基準では物足りないと思います。
- * 6 弁護人としては、目的も重要でないと主張すべきです。本件では、立法事実がなく、条約に批准する目的が大きいことなどを指摘できると思います。
- * 7 よく考えられた主張だと思いますが、薬物犯罪がなくなる現状に鑑みると、説得力について検討が必要な気がしました。
- * 8 確かにそうかもしれませんが、使用する人自身を害したり、薬物に関連して第三者が巻き込まれる犯罪はあつたりするので、やや言い過ぎな印象を受けました。
- * 9 合憲限定解釈を施したのは良かったですが、もう少し「明白かつ現在の危険の法理」などに引き付けた解釈を提示すべきです。「直接的に」がどういう意味を持つのかイマイチ分かりませんでした。また、本件では立法担当者の意見を反映した解釈にする方が、説得的で事実も拾える点でベターな気がします。
- * 10 「管理人にご相談ください」と書いていることも踏まえて指摘できていると

より良かったと思います。

文句なしの優秀答案です。今回の足りなかった部分を復習し、この調子でどんどん上を目指してください。

さんの答案を見る限り、憲法の知識は十分身につけていると思います。ただ、審査基準の定立や合憲限定解釈で勿体ないと思う部分があったので、そこを更に磨いてください。

そして、憲法の概念を整理したり、判例や学説の基準を使いこなしたりできるように、できる限り多くの問題にトライしてください。

さんの合格を心からお祈りしています。頑張ってください！

科目名	区分	学籍番号(在学期)	氏名
憲法			

第1. 麻薬特例法9条について.

1. 文面上違憲の主張.

(1) 麻薬特例法(以下法という)9条には、「公然」と「おおひ」という文が用いられている。これは、曖昧不明確、過度広範ゆえに憲法21条1項に反し、違憲無効という主張とする。

(2) 表現の自由を規制する法令に曖昧不明確、過度広範な文言を用いられている場合、表現をしようとする者を畏縮してしまふという弊害がある。また、規制をする者に、恣意的な運用を許すという弊害もある。さらに、規制の手段が、刑罰による場合に於いては、罪刑法定主義(憲法20条)の要請から、一層、曖昧不明確、過度広範な文言を用いることが許されない。

しかし、それ、刑罰上、一般に具体的な場合に、適用があるか否かという判断でその内容を、その~~根拠~~判断がなされる。

(3) 「公然」という文言は、刑法230条の2等下用いられており、他の法令下でも用いられている。しかし、本問の麻薬の取締目的の法令における適用が、目録のなかに分らない。また、刑法230条の2の「公然」は、伝聞可能性がある場合に肯定されるとする判例がある。これ、表現行為を著しく畏縮せしめるものであり、過度に一般に適用されることを判断せざるの困難である。

次に、「おおひ」は、限定し解釈できるとする判例がある。しかし、日常の語感としては、他の者に教示を与えれば、おおひといえると考えられるが自然である。一般人に判断できる適用の仕方ではない。

4) おおひ、法9条は、憲法21条に反する。

2. 実体上違憲の主張.

(1) 法9条は、表現行為を規制する中で、憲法21条に反

するという主張をする。

これ、表現行為は、自己の人格を形成するという価値がある。これは、規制藥物を使用することと内容とについて受けるない。それ、表現行為に於いて、その内容に於いて、それが意見することにより、⁵ 真実発見に資するという価値がある。規制藥物の使用について、規制藥物が真に悪~~い~~なることを確認する必要があることから、この価値は受ける。

次に、表現行為とはいえ、他に優越する利益がある場合は、¹⁰ 制約を受けるを得ない。そこで、規制の必要性、規制される権利の内容、性質及び当該規制の態様、程度等を衡量して決める。ただし、7下上¹⁵ 法の表現の価値に鑑みると、具体的な危険発生が相当の蓋然性を有して認められなければならない。また、規制の目的に照らして手段が必要やむを得ない限度にない限りは許さないと解する。^(目的)

(2) 法1条によると、規制藥物の不正使用防止と国際約束の適格な実施を目的とする。確かに、法9条の藥物犯罪の实行、規制藥物の取引について、公然、おおひ、咬みしめ²⁰ た場合、規制藥物使用をしてしまふ者が生ずる社会的な危険はある。また、国際約束の実施も、憲法98条2項にいう目的といえる。しかし、公然、おおひ、咬みしめの行為が行われ²⁵ ない限り、それに対して、表現の受ける側で、その使用の有無について判断できる。そのため、具体的な危険発生が相当の蓋然性を有して認められるとはいえない。

次に、法9条は、刑罰を定める³⁰ こと、表現行為自体を許可にのみ限られなければならないと思える。また、大麻取締法は、24条の7において、実際に大麻の譲り渡し、譲受けをした者について、2年以下の懲役とする。しかし、法9条は、~~また~~ 実際に麻薬の譲り渡しをしていない。ただの「おおひ、咬みしめ」について、3年以下の懲役を定める。そこで、規制の目的に照らして、重なる懲役を定め³⁰ たり、必要やむを得ない限度の手段

科目名	区分	学籍番号(在学期)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

と4つはない。

(4) よう、法9条は、憲法21条1項に反する。

第2 本件に国条を適用することの違憲。

1. 狭義の適用違憲

5 (1) 法9条には、違憲な部分が含まれており、Xの行為は、その違憲な部分に当たる。そのため、本件に、法9条を適用することは、憲法21条に反する主張する。

10 (2) まず、上述のように、「あおり」行為は、他の者に刺激を与えていけば、該当すると思われるのが自然である。しかし、実際に、規制薬物の使用を助長し、国際約束の適切な実施、という目的を害するような「あおり」は、他の者に刺激を与えても、全てではない。そして、上述のように、法9条の「あおり」について、自己の人格を形成し、真実発見に資するという価値がある。そこで、法9条の適用は、限定的でなければならぬ。

15 そこで、法9条の「自然」、「あおり」について、その形式的文言に該当するかどうか適用できると解するのは妥当でない。それにより、規制薬物の使用を危険な、観念的なものに留めず、実質的に認められなければならない。それ以外の場合に、法9条を適用することは、憲法21条1項に反する。

20 (3) Xは、本件提示版で、エントを貼った。これは「情報交換を促進しよう」として、いふことから、規制薬物の使用を直接的に呼びかけるものではない。また、「学術情報」としてエントを貼っていることから、規制薬物の使用を呼びかけるものではないことは明らかである。おと、大塚の裁量に任せてエントを貼っている中で、他の者の使用を可能にするとも思える。しかし「簡単にできる」というだけで、管理上は厳格にしなければ、裁量方法が具体的に分からないことになっている。レ

25

*6

*7

3 ページ
裏面へ

たがって、規制薬物使用の危険が観念的なものに留めず、実質的に認められなければならない。

(4) よう、本件に、法9条を適用することは、憲法21条に反する。
2. 処分違憲

5 (1) 仮に、法9条は、憲法21条1項に反する部分が含まないとしても、本件に、法9条を適用することは、憲法21条1項に反する主張する。

(2) 上述のように、法9条を該当する行為には、表現行為が含まれ、その表現行為には、自己の人格を形成する、真実発見に資する価値がある。そこで、法9条の適用という手段が目的に照らして、相当といえなければならない。しかし、認められなければならない、刑事上、可罰的違法性強くという理論構成になる。と考える。

15 以上のように、Xの行為は、規制薬物の使用の危険な、実質的に認められなければならない。それにも関わらず、罰罰を科すこととなる。また、今後、大塚に裁量に任せてエントを貼ることに對して、畏縮的な効果が生じるといふ弊害もある。そこで、法9条の適用という手段が、規制目的に照らして、相当とはいえない。

20 (4) よう、本件に、法9条を適用することは、憲法21条1項に反する。

以上、

25

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

*8

様

採点・添削：石黒大地

- * 1 これでは明確性がないとすると法律のほとんどが該当してしまうことになるので、説得力は低いと思います。ここでは、立法担当者の意見が文言に反映されていないことを攻撃しましょう。
- * 2 あえて自己統治の価値を除いたと思うのですが、弁護人としては政治的主張が含まれるとして自己統治の価値も主張しましょう。
- * 3 このフレーズは、少なくとも弁護人の主張では書かないようにしましょう(自殺行為だと思うので)。
- * 4 許可制になれば事前規制になってしまうので、より緩やかな規制といえるのか疑問に思いました。
- * 5 着眼点は良いと思いますが、説得力があるかについては再度検討してみてください。
- * 6 合憲限定解釈を施したのは良かったですが、もう少し「明白かつ現在の危険の法理」などに引き付けた解釈を提示すべきです。また、本件では立法担当者の意見を反映した解釈にする方が、説得的で事実も拾える点でベターな気がします。
- * 7 よく考えられた主張だと思いますが、やはり一体的に政治的主張だという論法の方がまだマシな主張になる気がしました(いずれにせよ厳しい主張ですが)。
- * 8 位置づけは整理されているのですが、今回でこの主張が必要かは疑問が残りますし、合憲限定解釈を用いる適用違憲の主張で足りるのではないかと思います。

文句なしの優秀答案です。今回の足りなかった部分を復習し、この調子でどんど

ん上を目指してください。

さんの答案を見る限り、憲法の知識は十分身につけていると思います。ただ、明確性の原則や合憲限定解釈で勿体ないと思う部分があったので、そこを更に磨いてください。

そして、憲法の内容を整理したり、判例や学説の基準を使いこなしたりできるように、できる限り多くの問題にトライしてください。

さんの合格を心からお祈りしています。頑張ってください！